

BELS評価手数料（令和7年4月1日施行）

表-1 非住宅又は複合建築物の非住宅部分

申請部分の床面積 (㎡) ※1	全ての建築物			
	標準入力法 (主要室入力法)		モデル建物法 ※2	
	税込み金額	n ×	税込み金額	
0~100	105,000	115,500	45,000	49,500
100超~300以下	140,000	154,000	60,000	66,000
300超~500以下	185,000	203,500	75,000	82,500
500超~1,000以下	205,000	225,500	105,000	115,500
1,000超~2,000以下	255,000	280,500	165,000	181,500
2,000超~3,000以下	285,000	313,500	200,000	220,000
3,000超~5,000以下	355,000	390,500	225,000	247,500
5,000超~8,000以下	420,000	462,000	265,000	291,500
8,000超~10,000以下	470,000	517,000	310,000	341,000
1万超~2万以下	715,000	786,500	365,000	401,500
2万超~5万以下	775,000	852,500	395,000	434,500
5万超~	相談		相談	

※1 複合建築物の場合は、「非住宅部分の申請部分の床面積」	※2 モデル建物法の数	1	2	3	4
	n	1.0	1.2	1.3	1.4

※2 BEST省エネ基準対応ツールによる場合は、見積り（増額）とさせていただきます。

表-2 一戸建ての住宅

申請部分の床面積 (㎡)	全て標準計算		たすき掛け	
		税込み金額		税込み金額
0~200以下	47,000	51,700	39,000	42,900
200超	55,000	60,500	45,000	49,500

表-3 共同住宅等（※1）又は複合建築物の住宅部分

申請部分の床面積 (㎡) <small>(※1) 長屋又は兼用住宅も含む (※2) 徴収額に100円未満の端数が生ずる場合は切り捨てた額</small>	全て標準計算	たすき掛け又は、いずれも仕様基準（※2）			
		外皮標準+一次仕様 (0.9)	外皮仕様+一次標準 (0.8)	外皮、一次とも仕様 (0.7)	
		税込み金額	税込み金額	税込み金額	
基本料	120,000	132,000	118,800	105,600	92,400
+ 戸当たり料金 (×n)	3,000	3,300	2,970	2,640	2,310
共用部加算料（標準入力法）	110,000	121,000			
共用部分のみの増築又は改築	※当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合 上記以外	30,000	33,000		

表-3 により計算した額

表-4 複合建築物

表-1による額 と 表-3①による額 の合計額

表-5 他の申請と併願申請をする場合

建て方の区分	手数料
一戸建ての住宅	15,000円【税込み16,500円】
共同住宅等	本表の1/2の額
非住宅	30,000円【税込み33,000円】
協議によりいずれかの申請を、本表の規定により算定した額の1/2となります。	

※上記の申請で、共用部分の評価をこの申請で初めて行う場合
住宅部分のみ1/2の額とし、共用部分は110,000円【税込121,000円】を加算させていただきます。

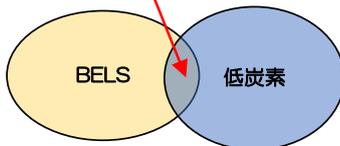
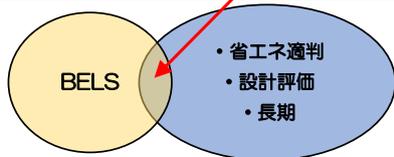


表-6 既存建築物のBELS評価の申請と、当該既存建築物の改修計画によるBELS評価の申請を同時に申請する場合

第4項又は第3項（共用部分を含む場合は当該部分も含む。）による算定した額の1.5倍とさせていただきます。

【特記事項】

1 変更申請手数料	変更の程度により、計画変更時における表1から表4までの判定料金1/2とさせていただきます。
2 共同住宅の住戸の評価書を発行する場合	戸当たり2,000円【税込み2,200円】の事務手数料を加算させていただきます。
3 評価書を再発行する場合	1通につき10,000円【税込み11,000円】とさせていただきます。
4 本規定に定めのない事項又は、その他この規定を適用することが合理的でない事項については、別途協議し定めることができます。	
5 希望による表示プレート等の発行手数料は別途と発生します。	